平成２９年（フ）第１６７６号
大阪市中央区島之内１丁目５―10ＳＫ島之内ビル405、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲５丁目４番18号
債務者　小川　拓也
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９０号
大阪市北区天満２丁目３番12―206号
債務者　宮田さつき
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０８号
大阪市天王寺区舟橋町15番26―705号
債務者　江原　一美
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１０号
大阪府東大阪市上四条町12番37号
債務者　大開　　勇
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２９号
大阪市旭区新森６丁目10番１―212号
債務者　渡邉　二郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６４号
大阪府東大阪市長堂３丁目７番29―202号
債務者　松山春姫こと　ＪＩＮ　ＣＨＵＮＪＩ　金　　春姫
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８３号
大阪市東淀川区豊新５丁目18番16号　ボアミリッチⅠ　102号、前住所大阪市東淀川区大桐２丁目１番14号
債務者　玉田初子こと　鄭　　学鳳
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９７号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目６番３号　チアフルハウス１年22組―105
債務者　塚本美洋子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン702号
債務者　北村　　工
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８０号
高知市竹島町115番地11　幸荘２Ｆ東
債務者　馬場　聖子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０８号
高知市役知町19番21号
債務者　宮脇　　典
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５号
北海道砂川市西二条北18丁目１番40号
債務者　福井麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
北海道芦別市本町40番地　緑ヶ丘団地１号棟８号
債務者　平野真由美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
北海道室蘭市白鳥台５丁目３番28号、前住所北海道室蘭市白鳥台５丁目14番４号
債務者　本木　隆幸
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
盛岡市大新町４番８号　コーポ山口202号、旧住所盛岡市天昌寺町９番62号　青葉ハイツ203号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県西脇市和田町564番地の103　ルーラルタウンＡ棟101号
債務者　島津　　晃
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県西脇市和田町564番地の103　ルーラルタウンＡ棟101号
債務者　島津　舞子（旧姓石井・本岡）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所社支部